

令和8年度山県市中小企業等活性化補助金 Q&A

令和8年3月25日更新

○補助対象者

番号	質問	回答
1	本社の所在地は山県市内だが、市外の工場で機械設備等を導入する場合は対象となるか。	設備を導入する事業所が市内でなければ対象となりません。
2	第2創業者に該当するかどのように判定するか。	事業完了までに個人においては確定申告の業種名欄に追加記載、法人においては変更登記行う必要があります。（申請時は未記載、未登記の必要あり） なお、既に確定申告の業種名欄もしくは法人登記の目的欄に記載済みの事業は、第二創業の対象外となります。
3	市税を完納していることが要件だが、非課税世帯の場合はどのようにすればよいか。	完納証明書に変わり、3カ年度分の課税証明書を添付してください。
4	他の補助金と併用は可能ですか。	同一の備品や事業などに対して他の補助金と併用することはできません。

○補助対象事業

機械設備導入

番号	質問	回答
1	機械設備を新規導入する場合、対象となるのか。	現状の設備を更新して、生産性を向上させる必要があるため、新規導入は対象外となります。
2	機械が故障したため、買い換えを行いたいのですが、補助対象となりますか。	生産性の向上を伴わない既存の機械設備と同等の機械設備への買い換えは、補助対象外となります。
3	導入する機械設備に条件はあるのか。	耐用年数が1年以上かつ取得単価が100万円（税抜）以上の機械設備を1つ以上購入する必要があります。 なお、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」における「機械及び装置」及びこれらに付随する「器具及び備品」、「工具」、「ソフトウェア」に該当する経費が対象になります。
4	機械設備を導入する場合の送料及び設置費は補助対象経費となるのか。	送料及び設置費用は補助対象となります。
5	既存機器を撤去するための費用は補助対象となるか。	撤去費用は補助対象外となります。
6	過去に活性化補助金を受けたことがあるが、もう一度申請することは可能か。	過去に活性化補助金を導入したことがある場合、2度目の申請をすることはできません。

デジタル化

番号	質問	回答
1	システムの構築に合わせて、設備を導入したいのですが、対象となりますか。	設備導入は対象となりません。
2	現在会社で導入しているシステムのアップデートは対象となりますか。	既存のシステムのアップデートやバージョンアップは対象外です。
3	ホームページの作成、更新は対象となるか。	ホームページの新規制作は対象となりますが、既存のホームページの情報更新に関しては対象外となります。

創業、第2創業

番号	質問	回答
1	市内で開業をする予定であるが、どのようにすれば補助金を受けることができるか。	対象者は、市内に事業所を有する会社及び会社に準ずる営利法人もしくは個人事業者であり、令和7年12月1日から令和8年12月31日までに開業する者で、山縣市商工会が主催する創業塾修了が条件となります。
2	開業したことはどのように証明すればよいか。	実績報告時に個人事業主は開業届、事業者は登記簿本の提出が必要であります。（開業日または法人成立日が令和7年12月1日から令和8年12月31日までの間である必要があります。）
3	山縣市以外の創業塾を受講した場合も対象となりますか。	他市町村で開催される産業競争力強化法第2条第32項に基づく特定創業支援事業として開催された創業塾等であれば対象となります。 この場合、受講した市町村にて、「特定創業支援等事業を受けたことの証明書」の交付を受け、本市にその写しを提出する必要があります。
4	過去に受講をしたことがある場合は、受講する必要はありませんか。	「特定創業支援等事業」による支援を過去3か年以内に受講している場合は、再度受講する必要はありません。 ただし、他市町村において受講した場合は前問のとおり「特定創業支援等事業を受けたことの証明書」の写しを提出する必要があります。
5	新たに創業をするのですが、いつからの経費が補助対象となりますか。	創業者の場合は、補助金の申請期間の初日から6ヶ月以内が対象となります。 今回の場合、令和8年5月11日が申請期間の初日となるため、令和7年11月11日以降の経費が補助金の対象となります。（11月11日以降に発注、支払いをしている必要があります。）

6	第二創業の場合は、いつからの経費が対象となりますか。	他の類型と同じように交付決定日以降に発注、購入したものが補助対象経費となります。
7	第二創業で申請ができるのはどのような場合か。	個人においては確定申告の業種名欄に追加記載、法人においては変更登記の申請を行う前の場合、申請が可能です。 既に確定申告の業種名欄もしくは法人登記の目的欄に記載済みの事業の場合は、第二創業の対象外となります。
8	平日は会社勤めをし、土日のみ営業の飲食店を創業する場合、補助対象となるのか。	創業する事業で主に生計を立てる人を対象とするので、平日に別事業や会社に勤める場合は補助対象とはなりません。
9	キッチンカーなどを使った移動販売事業で創業したいと考えているが、補助対象となるのか。	店舗が仮設、臨時及び設置が恒久的でないものは補助対象となりません。 実店舗を構え、さらにキッチンカーなどを利用した移動販売を行う場合は補助対象となります。

○省力化補助金について

番号	質問	回答
1	「先端デジタル技術を活用した設備やシステム」とは どういったものを指すのか。	AI、ロボット、センサー等を活用し、単一もしくは複数の生産工程を自動化するために、外部のシステムインテグレータ（SIer）との連携などを通じて、事業者の個々の業務に応じて設計された機械装置やシステム（ロボットシステム等）のこと
2	省力化や生産性向上に取り組む事業とはどのような事業か。	生産効率等の高い新たな機械・システムに入れ替えるなど、単なる増産に向けての取り組みではなく、作業に必要な人員が削減されるものであって、余剰となった人的リソースをどのように有効活用するのかがきちんと説明できる事業が対象となります。
3	新たに機械装置のみ導入する場合は補助対象となるか。	機械装置のみの導入については対象外となります。 システムの構築もしくは、機械装置の導入に併せてシステムを構築する場合、補助対象となります。
4	過去に活性化補助金の「機械設備導入」の類型で補助金の交付を受けたことがあるが、補助対象となるか。	補助対象となります。 しかし、過去に「省力化補助金」の類型で補助金の交付を受けたことがある場合は、補助対象外となります。
5	新たに会計ソフトを導入したいのですが、対象となりますか。	対象となりません。 開発を必要としないパッケージソフトや汎用ソフトウェアの購入及び導入設定、セットアップ費用は対象となりません。

○人材力強化補助金について

人材育成

番号	質問	回答
1	既に参加申し込みを行った研修でも対象になるのですか。	研修開始日の7日前までに申請を実施した場合は、既に参加申し込みを実施している場合でも対象となります。ただし、費用については、交付決定以後に支払う必要があります。
2	人材力強化補助金の対象となるセミナーは何か。	<p>各研修施設の対象となる研修は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人ソフトピアジャパン <p>対象研修：DX・IT研修 HP URL：https://training.softopia.or.jp/ittraining/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社VRテクノセンター <p>対象研修：テクノプラザイノベーション研修のうち、モノづくり系、DX系、航空機系に該当するもの（ヒューマンスキル系は対象外） HP URL：https://www.technoplaza.pref.gifu.lg.jp/innovation-all/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家資格取得のための研修
3	人材力強化補助金で取得できる資格は何か。	<p>国家資格（国の法令に基づき実施する試験により、国や県が認定する資格）が対象となります。</p> <p>公的資格や民間資格については対象外です。</p>
4	国家資格取得のため、オンラインによる研修を受講しました。補助対象となりますか。	<p>国家資格取得のための研修であれば、オンラインであっても対象となります。ただし、実績報告時に、研修修了証を提出する必要があります。</p>

5	資格取得のため、研修を受けましたが、試験で不合格であり、資格の取得ができませんでした、この場合、補助対象となりますか。	試験で合格し、資格取得できなかった場合は、補助対象外となります。また、資格取得が2カ年度にわたった場合についても対象外です。
6	資格取得のための受験費用だけでも対象となりますか。	対象となります。
7	研修を受講しましたが、どのように受講を証明すればよいのですか。	研修の修了証など、研修を終了したことを証するものがない場合は、補助対象とすることができません。
8	普通自動車免許についても対象となりますか。	普通自動車（1種）運転免許については、補助対象となりません。

人材確保

番号	質問	回答
1	既に登録している求人サイトへの登録料も対象となるか？	新たに取り組む事業を対象としていますので、対象外となります。
2	求人サイトへの登録だけでも補助対象となりますか。	求人情報を掲載していることが確認できない場合は対象となりません。
3	求人情報誌への掲載費用は対象となるか。	求人情報誌への掲載は対象となりません。
4	オンラインの合同企業説明会も補助対象となりますか。	オンラインの合同企業説明会も補助対象となります。
5	企業PR動画を作成したいのですが、どのような条件がありますか。	自社の魅力や優れた技術、将来性を発信する概ね5～10分程度の人材確保のための動画であり、自社のHP等に掲載する必要があります。

○補助対象経費

番号	質問	回答
1	中古品は補助対象となりますか。	中古品は、対象外経費です。
2	パソコンやプリンターは補助対象経費となりますか。	補助対象となりません。 パソコンなど汎用性があり、目的外使用になり得るものには補助対象外となります。
3	飲食店を開業するにあたり、フライパンを購入したいが対象となるか。	以下の条件で判断を行います。 ・購入金額が3万円未満（税抜）、又は耐用年数が1年未満の備品購入費は対象外です。
4	開業にあたり、従業員の制服を購入したいが対象となるのか。	本補助金について、従業員の制服は、消耗品と見なすため、補助対象外となります。
5	機械設備として、ショベルカーを購入したいが、対象となるのか。	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」において、「車両及び運搬具」に該当するものとして購入する場合は対象外です。
6	機械設備をリースで導入するが補助対象となるか。	リース及びレンタル品については、補助対象外です。
7	物件の改修費用は補助対象となるか。	物件の改修費用については、補助対象外です。

○申請書類

番号	質問	回答
1	<p>オンラインサイトで購入をしたいと考えますが、見積書が発行されません。</p> <p>金額が分かるサイト画面を提出すれば問題ありませんか。</p>	<p>申請の段階では、見積書でなくても金額が分かる資料を提出があれば問題ありません。</p> <p>しかし、実績報告では、発注書、請求書、支払いの確認ができる書類の提出が必要となるため、事前に確認をしてください。</p>

○実績報告

番号	質問	回答
1	<p>オンラインサイトで購入をしたため、請求書が発行されない場合はどのようにすればよいですか。</p>	<p>請求書は実績報告時に提出が必要な書類となるため、請求書が提出することができない場合は、補助対象とすることができません。</p> <p>請求書の発行が可能な事業者で購入等をしてください。</p>
2	<p>オンラインサイトで購入をした場合、発注書がないのですがどのようにすればよいですか。</p>	<p>オンラインサイトで購入をした場合、注文確認がメール等により送信されることが多いと考えられるため、メール受信画面を印刷するなどしてください。</p> <p>また、注文履歴等により商品の注文日が分かる場合はその画面を印刷するなどしてください。</p>
3	<p>口座振込の控えを紛失したのですが、どのようにすればよいですか。</p>	<p>通帳のコピーなど支払い状況が分かる書類を提出してください。</p>
4	<p>現金で支払いを実施した場合はどのようにすればよいですか。</p>	<p>領収書を提出してください。</p> <p>なお、領収書も紛失し支払いの確認ができない場合は、補助対象とすることができません。</p>